載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合は様式第１の２、５０ｋW以上となる場合は様式第１により申請すること。

（注８）　全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注９）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋW以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１０）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注１１）配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１２）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。

（注１３）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。

（注１４）当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１５）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注１６）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注１７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注１８）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注１９）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２０）当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注２１）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２２）登記簿謄本上の名義が事業者でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注２３）建物の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２４）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注２５）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注２６）写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注２７）構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。

（注２８）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注２９）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。